

熊本県非常勤職員（熊本県産業技術センター非常勤研究員） の募集について

平成 22 年 6 月 1 日以降、熊本県産業技術センターに勤務する非常勤研究員を下記のとおり募集します。

1 職種、採用予定人数、勤務場所及び主な職務内容

職 種		予定人数	形式的 資格要件	職務内容	勤務場所
非常勤 研究員	リーダー 相当	1人	修士又は博士 課程終了以上	有機薄膜技術分野での 素材開発や有機薄膜 試作等の研究開発 及び評価等業務	熊本県産業技 術センター

< 勤務条件 >

任 期	平成 23 年 3 月 31 日まで
勤務時間等	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 9:00～16:00（6 時間） 水曜日 10:00～16:00（5 時間） 週 29 時間以内、月 20 日以内
報 酬	リーダー相当 日額 11,790 円（通勤手当等是非支給） ただし、5 時間勤務の場合は日額 9,830 円

2 受験資格

昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、有機化合物・高分子化合物についての化学的・技術的な知見を有するとともに、有機薄膜技術分野での素材開発や有機薄膜試作等の研究開発能力を有している方。ただし、次の事項に該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

- (1) 書類審査：提出された業績書に基づき、形式的資格審査及び職務内容との適合性を判断します。
- (2) 人物試験：県非常勤研究員としての適格性について、知識・経験・研究開発能力の観点から、個別面接による口述試験を行います。

4 試験の日程等

- (1) 試 験 日 時：平成 22 年 5 月 25 日（火）
試験時間は申込者の方々に個別にお知らせします。

会 場：熊本県産業技術センター
 食品加工分館 2階 農産加工研修室

(2) 合格発表

合格の発表は、平成 22 年 5 月 28 日（金）に行います。
 合格の可否については、郵送により通知します。また、合格者については、受験番号を産業技術センターホームページでも掲載します。
 < 産業技術センターHPアドレス <http://www.kmt-iri.go.jp/> >

5 受験申込手続き等

申込 手 続	申込先	熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課企業振興班（担当：山下） 〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話096-333-2319	
	申込方法	<p>申込書・受験票・写真票に必要事項を記入し、業績書及び必要書類を添付の上、申込先に郵送又は持参してください。なお、申込書等については所定の箇所に切手及び写真を貼り、切り取らないようにしてください。</p> <p>申込書等を郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「非常勤研究員申込」と朱書してください。</p> <p>受験票には、50円切手を貼り、住所、氏名及び郵便番号を記入してください。</p> <p>写真票の写真（申込み前 3 ヶ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦4cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して、所定の箇所に貼ってください。</p>	
	試験案内・申込書の配布場所	<p>産業支援課（行政棟本館 7 階）、産業技術センター</p> <p>郵送で請求する場合、120円切手（1部請求の場合）をはった宛先明記の返信用封筒（角型2号：A4判が入る大きさ「34cm×24cm」）を同封して、「〒862-8570（住所の記載は必要ありません）熊本県商工観光労働部産業支援課工業振興企画班（山下宛）」まで請求してください。（郵送による請求先は産業支援課のみですので注意してください。）</p> <p>なお請求封筒の表に「非常勤研究員申込書請求」と朱書きしてください。</p>	
	受付期間	持参	受付時間
	郵送	平成22年5月21日（金）まで必着。	
受験票の交付	<p>受付終了後に受験票を郵送しますが、5月24日（月）までに届かない場合は、至急申込先まで問い合わせてください。</p> <p>なお受付期間と面接日が近接しているため、締め切り間際に申込書が到着した場合、面接日前に受験票を送付できない場合があります。この場合には受付した旨電話にて連絡することとし、受験票につきましては当日会場にて配布いたします。</p> <p>【申込先】熊本県商工観光労働部新産業振興局 産業支援課企業振興班（担当：山下） 電話番号 096 - 333 - 2319</p>		

【注意】

- ・受験票は、受付期間終了後郵送しますが、受験票の交付後は、試験についての問い合わせ等に受験番号が必要ですから、受験番号は別に控えておいてください。
- ・受験票を紛失した場合は、必ず申込先へ連絡してください。

6 試験結果の開示について

この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び順位	合格発表の日から 1 ヶ月	産業支援課

7 採用方法等

- (1) 最終合格者については、職種及び勤務場所ごとに「非常勤研究員任用者名簿」に登載し、平成 22 年 6 月 1 日以降、非常勤研究員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から平成 23 年 3 月 31 日までとしますが、有効期間内の非常勤職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。
- (3) 現在、県の臨時職員又は非常勤職員である方も応募できます。ただし、採用にあたっては、採用の時点において、県の機関の臨時の職又は非常勤の職を退職後、直近の任用期間に応じ 2 週間から 6 ヶ月経過していなければ、その経過期間満了後でないとして新たに任用されません。この場合、合格者名簿に登載されたその他の任用可能な者を、成績順で任用することになります。

前回の任用期間	経過期間
1 ヶ月までの者	2 週間経過後
1 ヶ月を超え 3 ヶ月までの者	1 ヶ月間経過後
3 ヶ月を超え 5 ヶ月までの者	2 ヶ月間経過後
5 ヶ月を超える者	6 ヶ月間経過後

8 問い合わせ先

熊本県商工観光労働部新産業局産業支援課企業振興班（担当：山下）
（県庁行政棟本館 7 階）

〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2319